おおむら中小企業DX推進事業補助金

よくあるお問い合わせ

Q1.　補助金の目的は何ですか。

A1.　生産性の向上に資するＩＴツールを導入する中小企業者等を支援し、デジタル化を推進することを目的としています。

Q2.　補助金の対象者は誰ですか。

A2. 次のいずれかに該当し、市税の滞納がない者。

- 市内に本店を有する法人又は個人事業主（中小企業基本法に規定される中小企業者）
- 市内に主たる事務所を有する中小企業団体、農事組合法人

※好取組事例は、市ホームページ等で公表させていただく場合がございます。

Q3.　補助金の対象となる経費は何ですか。

A3.　補助対象経費は次に掲げるものです。

	経費区分	内容
①	ソフトウェアの導入に関する経費（必須）	・補助事業のために使用されるソフトウェアの購入費 ・補助事業のために使用されるクラウドサービス等のリース料・サービス利用料（補助事業期間分が対象） ・その他ソフトウェアの導入に当たり必要な経費（上記に係る保守サポート費用も含む。）
②	ハードウェアの導入に関する経費（補助上限１０万円）	・補助事業のために使用されるソフトウェアの導入に当たり必要となるハードウェア（パソコン、タブレット等）の購入費、リース料（補助事業期間分が対象） ・その他ハードウェアの導入に当たり必要な経費（上記に係る保守サポート費用も含む。）
③	専門家の活用に関する経費	・ソフトウェアの導入に関するコンサルティング、研修等に係る経費
④	その他の経費	・補助事業を行うために必要な経費として市長が認めるもののうち、他のいずれの経費区分にも属さないもの

※ＩＴツールを新たに導入する事業が補助の対象となります。

Q4.　消費税は補助対象となりますか。

A4.　消費税及び地方消費税は補助対象となりません。補助申請額は「税抜き」で申請してください。

Q5.　補助金の上限はいくらですか。また、複数の経費を組み合わせて申請することはできますか。

A5.　補助金の上限は３０万円（補助率 2 分の 1 以内、1,000 円未満切捨て）。複数の補助対象経費を組み合わせて、合計金額が１万円（税抜き）を超える場合は申請が可能です。申請は一事業者当たり同一年度に一回限りです。

※ハードウェアの導入に関する経費の補助上限は１０万円。

Q6.　申請の受付期間はいつですか。

A6.　令和７年６月２日（月）から令和７年１２月２６日（金）です。

※予算の上限に達した場合は受付を終了します。

Q7.　申請書はどこで入手できますか。

A7.　大村市のホームページからダウンロードできます。

Q8.　申請にはどのような書類が必要ですか。

A8.　①補助金交付申請書（様式第１号）

②事業計画書（様式第２号）

③経費明細書（様式第３号）及び見積書

④誓約書

⑤登記事項証明書等

⑥直近の決算書類又は確定申告書の写し

⑦市税の滞納がないことを証明する書類（※市税の納付状況を確認されることに同意がある場合は不要）。

⑧その他市長が必要と認める書類（※必要に応じて提出していただきます）

※提出された書類は返却しません。

Q9.　申請書類の提出先はどこですか。また、どのような方法で提出できますか。
A9.　大村市商工振興課（大村市役所本館２階）へ持参又は郵送してください。
【郵送先】大村市玖島一丁目２５番地　商工振興課

Q10.　申請から補助金交付決定までには、どのくらい時間がかかりますか。
A10.　申請に必要な書類を全て受理してから、（書類に不備がなければ）１か月程度で交付決定する予定です。

Q11.　補助金が交付されない場合はありますか。
A11.　審査により、補助対象と認められない場合等は、補助金を交付しない場合があります。

Q12.　採択する件数に限りはありますか。
A12.　要件を満たす申請から順に採択し、予算の上限に達した場合は受付を終了します。

Q13.　補助金はどのタイミングで支払われますか。
A13.　補助金は、補助対象事業が完了し、市が交付確定をした後、事業者から市に対して請求書をご提出いただいた後の支払いとなります。

Q14.　既に導入しているソフトウェアの更新も補助の対象になりますか。
A13.　対象外です。新たに導入するものに限ります。

Q15.　ソフトウェアの契約が１年払いなので１年分補助対象経費になりますか。
A15.　補助対象経費に含まれるのは、申請年度分までとなります。
※９月導入で１年分（翌年８月分まで）支払うものであっても同年３月までの月額に換算した費用を補助対象経費として計上する。
（計算例）９月から年額１２万円のソフトウェアを導入。
月額　１２万円÷１２ヶ月＝１万円
補助対象経費　１万円×７ヶ月（９月～３月）＝７万円